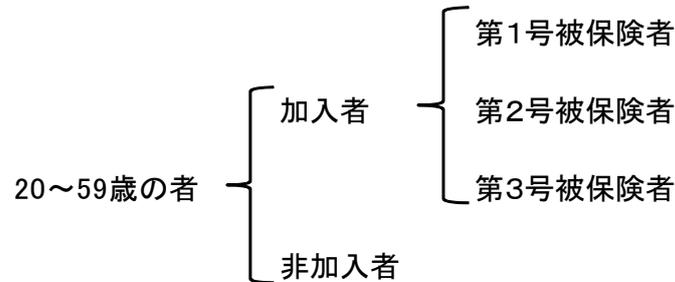


用語の解説

1 公的年金加入状況（20～59歳）

日本国内に住所を有する 20～59 歳の者はすべて、公的年金制度に加入することとなっているが、この公的年金制度への加入状況について、以下のように区分している。



加入者

① 第1号被保険者

日本国内に住所を有する 20 歳以上 60 歳未満の者であって、第 2 号被保険者及び第 3 号被保険者でない者。

自営業者（開業医、弁護士等も含む）、家族従業員（自営業主の手伝い）、農業・漁業に従事する者、パート・アルバイト・内職を行っている者、学生、無職の者等が該当する。

② 第2号被保険者

民間サラリーマンを対象とする厚生年金保険の被保険者、公務員を対象とする共済組合の組合員または加入者。

③ 第3号被保険者

第 2 号被保険者に扶養されている配偶者（被扶養配偶者）。

非加入者

日本国内に住所を有する 20～59 歳の者であるが、調査時点において公的年金制度に加入していない者であり、第 1 号未加入者（※ 1）や経過的未届者（※ 2）等がこれにあたる。

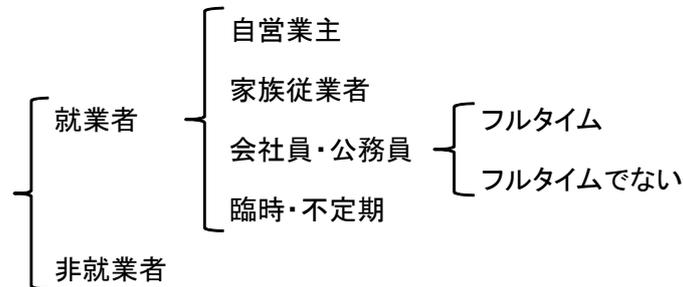
※ 1 第 1 号未加入者とは、過去に一度も公的年金制度に加入したことがない者であって、届出を行えば第 1 号被保険者になる者である。

※ 2 経過的未届者とは、加入する公的年金制度の変更のため、一時的に第 1 号被保険者から第 3 号被保険者までのいずれにも属さない者である。例えば、調査の直前に転職、失業または退職した者であって、調査時点において届出がされていない者がこれに該当する。経過的未届者は、届出が行われた後、遡及して被保険者となる。

2 就業形態等と公的年金加入状況（20～59歳）

○ 就業形態

就業形態は以下のように区分している。社会保険の適用関係を直接示すものではない。



就業者

働いている者。

自営業主

個人経営の商店主・工場主・農業主等の事業主や開業医・弁護士・著述家・行商従事者等。請負をしている自営業主も含む。

家族従業者

自営業主の家族で、その自営業主の営む事業に従事している者。

会社員・公務員

正社員やあらかじめ2か月を超える期間を定めて事業所に使用される者、または臨時に使用される者であって以下のイ、ロ、ハ、ニのいずれかに該当する者。

- イ 日々雇い入れられる者であっても、使用されてから1か月以上経過し、引き続いて使用されることになった者
- ロ 2か月以内の期間を定めて使用される者であっても、その期間を超えて引き続いて使用されることになった者
- ハ 季節的業務に使用されている者でも4か月を超えて使用されている者及び使用される見込みの者
- ニ 臨時的事業の事業所に使用されている者でも6か月を超えて使用されている者及び使用される見込みの者

また、「会社員・公務員」は以下の①または②に分類している。

① フルタイム

「会社員・公務員」のうち、1日の所定労働時間と1か月の所定労働日数が一般社員と同程度である者。

② フルタイムでない

「会社員・公務員」のうち、1日の所定労働時間が一般社員より短いかまたは1か月の所定労働日数が一般社員よりも少ない者。

臨時・不定期

「自営業主」、「家族従業者」及び「会社員・公務員」以外の就業者。臨時や不定期のパート・アルバイト、学生の家庭教師や内職等が該当する。

非就業者

働いていない者。

○ 経営組織

法人

法律の規定によって法人格を認められているものが経営している事業所。会社、社団法人、学校法人、日本銀行、NHK、公団・公庫等。ただし、国・地方公共団体を除く。

法人以外（正社員5人未満）、法人以外（正社員5人以上）

個人または共同で経営している場合であって、法人でない事業所。

ここでの正社員の数とは、事業所に常時雇用されている者、4か月以上にわたって雇用されている季節的労働者及び1か月以上にわたって雇用されている日々雇入れ労働者の合計である。

国・地方公共団体

国の事業所（機関）、地方公共団体。

3 公的年金等の受給状況

○ 被用者年金加入状況（60～69歳）

加入者

厚生年金保険の被保険者、共済組合の組合員または加入者。

非加入者

国内に住所を有する60～69歳の者のうち、厚生年金保険や共済組合の被用者年金の加入者以外の者。国民年金の任意加入被保険者も含まれる。

○ 公的年金受給状況

受給者

公的年金の受給権を有し、本人の請求により裁定された者。恩給受給者は含まない。

未受給者

受給者以外の者。支給開始年齢に達していない者、年金の裁定請求を行っていない者及び恩給を受給している者が含まれる。